

自社株式の承継対策は**大丈夫**ですか？

非上場会社の事業承継対策で一番重要な課題となるのが「**自社株**」です。特に**自社株式の評価額が高い場合**、事業承継とともに**相続税**についても考える必要があります。

平成21年に創設された事業承継税制が平成30年に大きく形を変え、別途「**特例事業承継税制**」が創設されました。この制度では、一定の手続きをとることにより一括で贈与等をした非上場株式等の贈与税額が※**全額納税猶予**されます。また、贈与者の死亡の際には、この株式にかかる相続税額も全額猶予の対象となります。

※税制適用を受けることができる業種、先代経営者、後継者等要件があります。



特例事業承継

税制セミナー

特例事業承継税制の仕組みや適用要件、納税猶予のメリット・デメリットなど、事例を交えながら相続承継部門の講師がわかりやすく解説させていただきます。まだ具体的な事業承継の予定がない方でも、どうぞお気軽にご参加ください。

開催日時

6月7日(水) 13:30-16:00

開催場所

〒600-8020
京都市下京区河原町通五条上る御影堂前町843番地
清水ビル4階
新経営サービス清水税理士法人 2階会議室
【当日は2階会場へ直接お越しください】

当社関与先様だけの
特別セミナーです!!

セミナー概要

- 1 自社株式とは
- 2 特例事業承継税制とは、一般事業承継税制との違い
- 3 納税猶予のメリット、デメリット
- 4 特例事業承継計画策定の仕方、記載例
- 5 特例事業承継税制適用事例

参加費
無料

お申込みはお電話(**075-343-0870**)または同封の申込用紙をFAXください

特例事業承継税制の事業承継計画提出期限は令和6年3月31日です!

新経営サービス清水税理士法人では、

「**特例事業承継税制**」の相談を承っております

新経営サービス清水税理士法人では、関与先の皆さまへ、特例事業承継税制も含めた包括的な事業承継対策をご案内したいと考えております。相続承継部門の中でも、特例事業承継税制の対応経験があるスタッフをご案内いたします。是非下記へご相談ください。

相続承継部門：税理士 清水義子
岩谷・川部・粟津

TEL:075-343-0870

相談
無料